

「ろうきんが進める多重債務問題 気づきのキャンペーン」

(社)全国労金協会広報渉外部多重債務相談デスク
消費生活コンサルタント
勝又 長生

= 貸金業規正法改正の背景 =

(消費者金融利用実態を知る)

- ・ 自己破産この五年で 100 万人を超える！ P 3
 - ・ 多重債務者の 3 5 % が、一度は自殺を考える P 4
 - ・ 児童相談所「虐待」を主訴とする相談件数、「経済的困難」と「親族・近隣友人」からの孤立 P 5
 - ・ 自己破産 3 0 代と 4 0 代で過半数を超える P 6
 - ・ 多重債務問題を抱える企業や社会のリスク P 7
- 貧困・格差を生む 働く人の三人に 1 人が非正規労働者 1633 万人

= 高金利引き下げ運動の中核を担った中央労福協 =

P 8

- ・ 全都道府県で多重債務対策協議会（対策会議）の設置を P 9

= 多重債務問題と貸金業規制法正のポイント！ =

P10

= 多重債務問題改善プログラム = 多重債務者救済と発生防止の仕組み

P11

- 1 . 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備について
- 2 . 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供
- 3 . 多重債務者発生防止予防のための金融経済教育の強化
- 4 . ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

= ろうきんの多重債務対策「気づきキャンペーン」 =

P12

- ・ 相談を受ける者の相談姿勢・心がけること P13
- ・ 具体的解決方法（整理に向けたイメージ） P15

= C I C =

P16

= J I C =

P17

- ・ 情報開示書の見方 P18

= 共通認識が必要な事項 =

P19

= 多重債務や悪質商法問題解決ルート =

P20

プロフィール

消費生活コンサルタント

勝又 長生（全国労働金庫協会）

- 1948年（昭和23年） 静岡県御殿場市生まれ 59歳
- ・ 1974年 東京労金退職，同年静岡県労働金庫入庫
- ・ 1983年 清水支店時代に多重債務問題にかかわる。
- ・ 支店長、事務・業務管理部長・お客様相談室長などを歴任。
日常業務とともに多重債務問題をライフワークとする。
- ・ 2006年4月より労金協会に出向（部長待遇推進役）
ろうきん多重債務相談デスク 電話 03 - 3295 - 6740
Eメール nagami_katsumata@ho.rokinbank.or.jp
（現在）
- ・ NACS（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会会員
- ・ 全国クレジット・サラ金問題対策協議会会員

- ・ 龍谷大学経済学部特別講師
- ・ 上智短期大学特別講師
- ・ （財）日本消費者協会「消費生活コンサルタント養成講座」講師

= 貸金業規正法改正の背景 消費者金融利用実態を知る =

1. 消費者金融を利用している勤労者と多重債務に陥っている人の今日的状況

昨年7月、全国信用情報センター（消費者金融業者系）の利用実態が新聞で報道された。

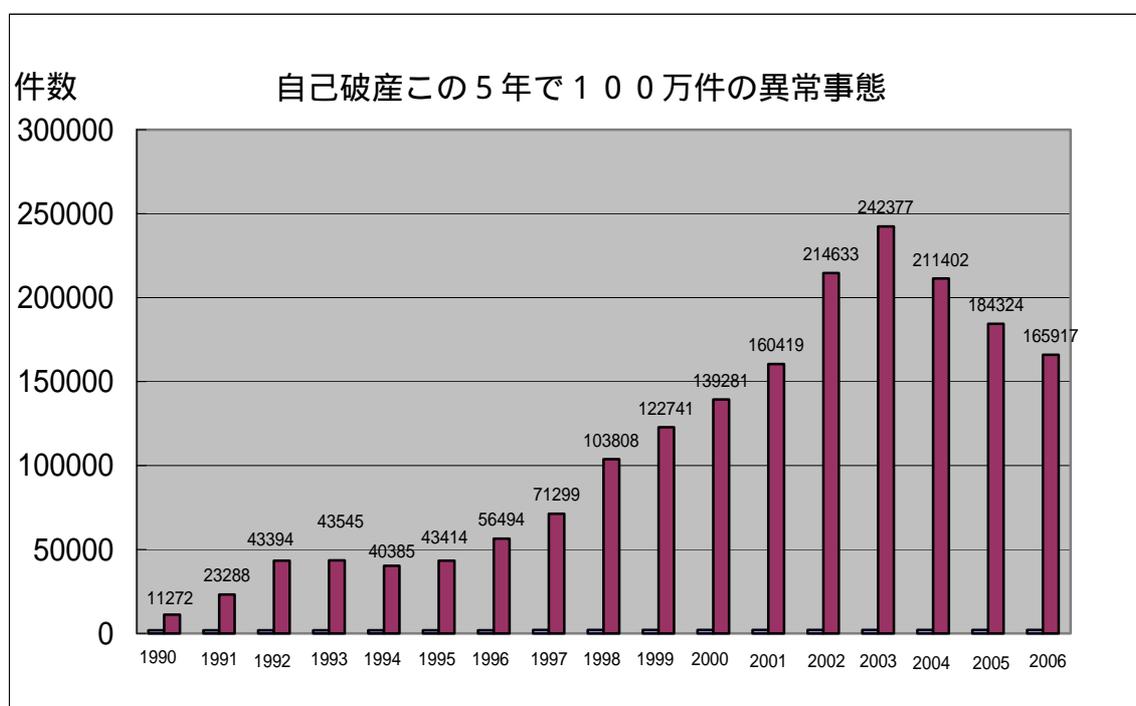
消費者金融の利用実態（2006.5.22現在）	
総利用者数（融資枠の保有者）	1,585万人
内残高のある人	1,399万人
残高	1.4兆1955億円
一人当たり残高	101万5千円
3ヶ月以上遅れている人	267万人

特筆すべきは3ヶ月以上にわたって支払いが滞っている267万人。督促の恐怖におびえ、誰にも相談できず、悩んでいるのではと、推測できる。

2. 2002年1月からの景気拡大局面がバブル景気を抜く。消費生活者の実感は？

年度	自己破産者	経済苦自殺	児童虐待相談件数	奨学金滞納者(累計)	サラ金新規登録者
2001	160,419	6,838	23,274	146,000	870,000
2002	214,633	6,845	23,736	159,000	990,000
2003	242,377	7,940	26,573	170,000	1,890,000
2004	211,402	8,897	33,408	183,000	1,480,000
2005	184,324	7,947	34,297	185,000	1,450,000
合計	1,013,155	38,467	141,288	増加数 42,000人	6,680,000

3. 267.8万人いるといわれる3ヶ月以上の延滞者、自己破産状態の人々

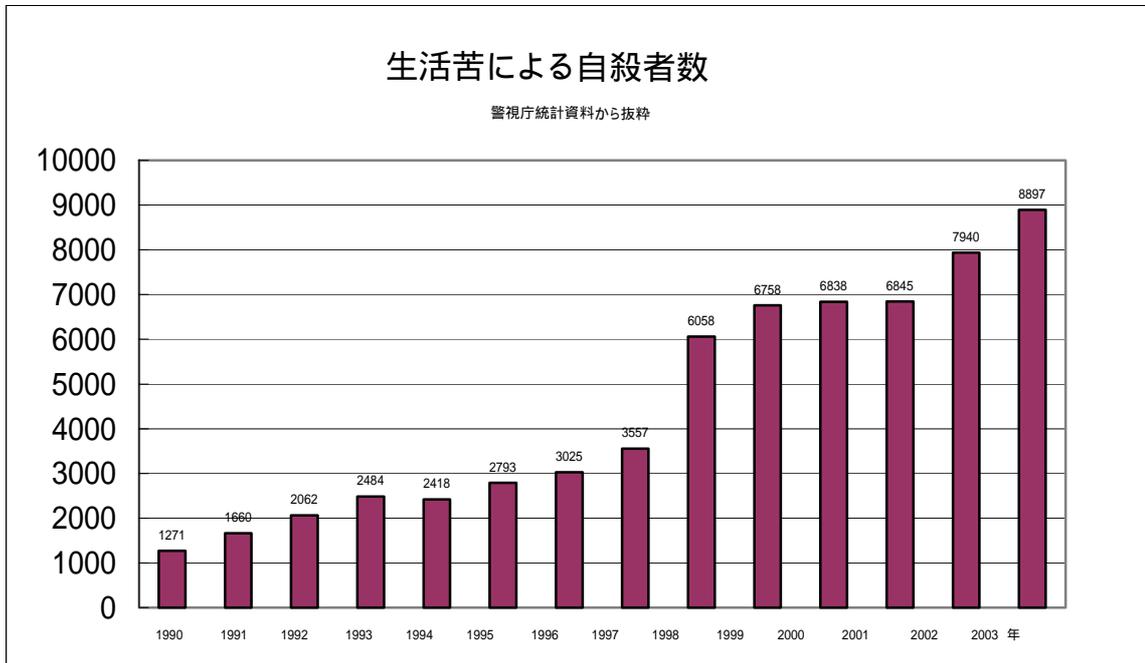


10年前5年間の自己破産者 194,026

最高裁

4. 多重債務者の多くが、一度は自殺を考える。

全体的な自殺者の数は依然として 30,000 人を超えているが、減少傾向にある。ただし、経済苦の自殺者は増えている。



借金が生活に与えた影響 (国民生活センター調査相談者アンケート2006.3)

- ・ 自殺を考えた(自殺未遂2.1%) 35.0%
- ・ ストレスから病気になった 30.4%
- ・ 家族の別居や離婚などの家庭崩壊 22.0%
- ・ 蒸発を考えた(実際に蒸発2.7%) 20.7%
- ・ 職場を辞めた 12.1%
- ・ 自宅を手放した 11.1%
- ・ 子供が学校を退学、進学を断念など 1.7%

2005年自殺死亡者(厚労省データ)					
順位	県	10万人当	順位	県	10万人当
1	秋田	38.39	6	宮崎	30.01
2	青森	35.88	7	新潟	29.36
3	岩手	33.65	8	高知	29.33
4	山形	30.85	9	長崎	28.76
5	富山	30.28	10	福島	28.70

地方労福協への相談事例 (相談内容のトップが多重債務問題)

サラ金から 400 万円借り返済できず、妻とも離婚。アパートからも追出しを食らっている。(48 歳) 取立に追われて逃げている。住所不定で仕事に就けず、どうにもならない(25 歳男性)
 他の店から簡単に貸してくれると次々に紹介され 7 社から 840 万円。死にたい。(60 歳女性)
 5 社から合計 130 万円。返済できず会社を辞めざるをえなかった。(24 歳男性)

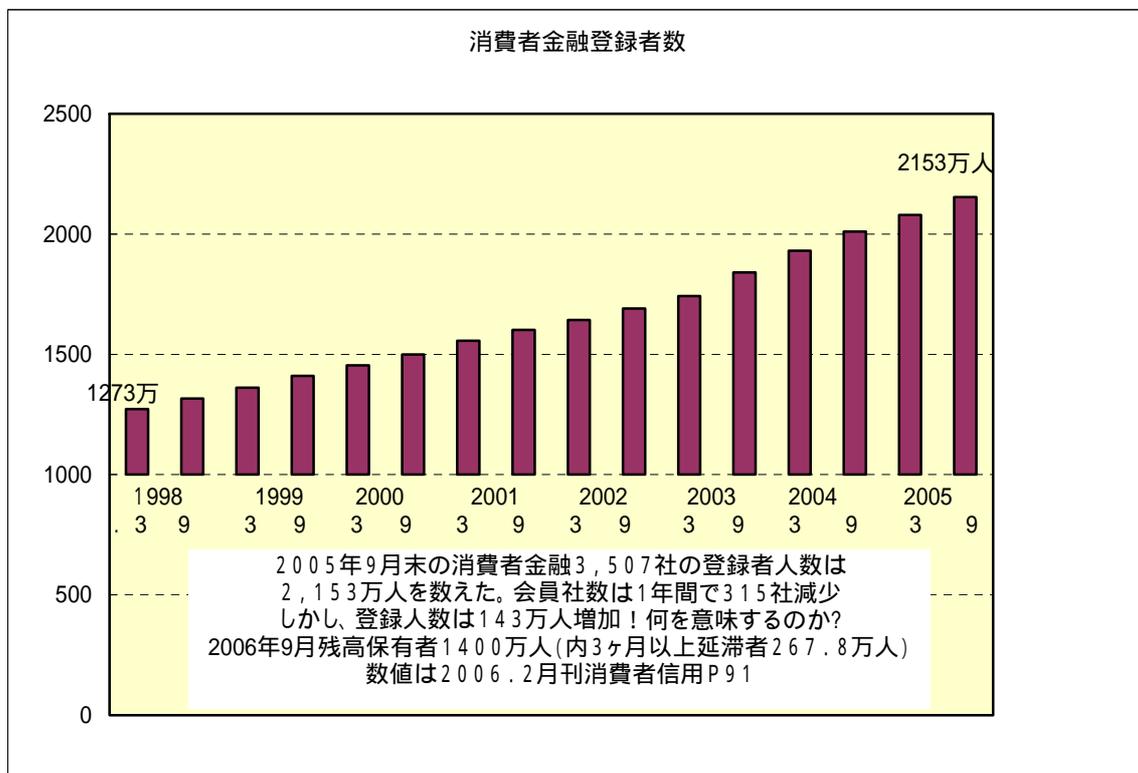
中央労福協ホームページ

5. 「経済的困難」と「親族・近隣・友人」からの孤立がキーとなっている。

虐待につながるとされる家庭の状況では「経済的な困難」が最も多く、「ひとり親家庭」「夫婦間の不和」「育児疲れ」が続いている。・・・「児童虐待実態」白書

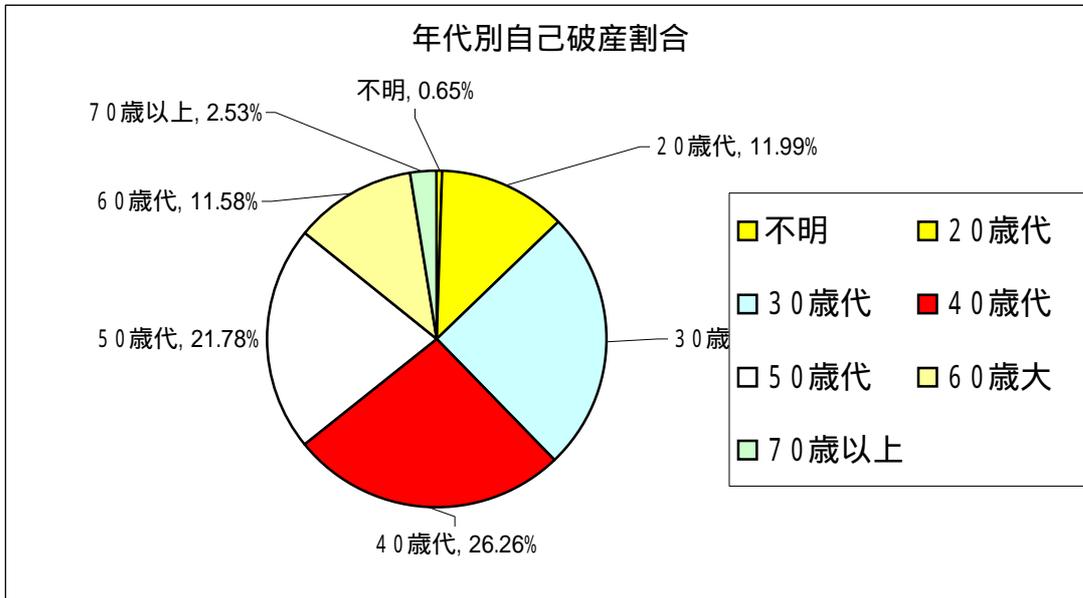


6. アイフル・アコム・プロミス・武富士等、全情連加盟 33 センターの登録人数



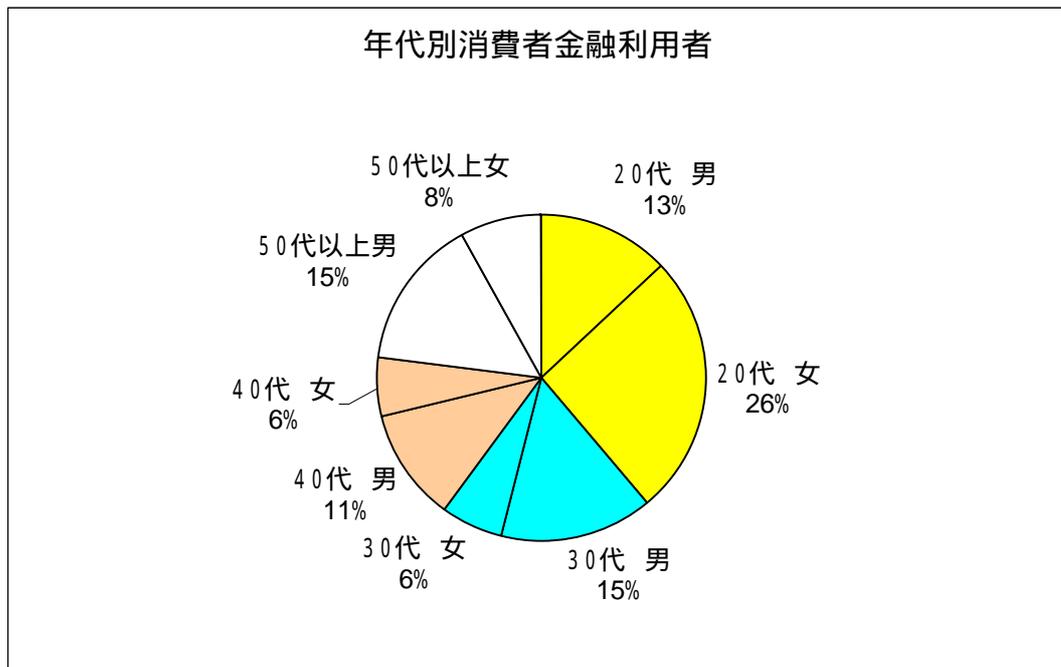
7. 自己破産年代半分以上が 30代 25% 40代 26%

- ・ 30歳代は抵抗力のない幼児教育世代
- ・ 40歳代は思春期の子供たちを育てる年代。



8. 年代別消費者金融利用者

- ・ 20代利用者39% $1400\text{万人 (残高保有者)} \times 39\% = 546\text{万人}$
- ・ 20歳代の消費者金融利用者546万人が破産年代30～40歳代になったとき？
- ・ 一般的な銀行等は学生・フリーター・パート・非正規職員に融資はしない・



9 . 多重債務者を抱える企業や社会のリスク

頭の中は毎月返済金の工面だけ！仕事のことも家庭のことも眼中にない！
 当然、仕事に集中できずミス・トラブルが多くなる。
 ミス・トラブルから事故につながる。事故損失の回復に要するコストは計り知れない。

組合員（従業員）が多重債務とわかったとき、組合は組合員の生活を守る立場
 会社は企業のリスクとして対応に追われる。生産性のロス！

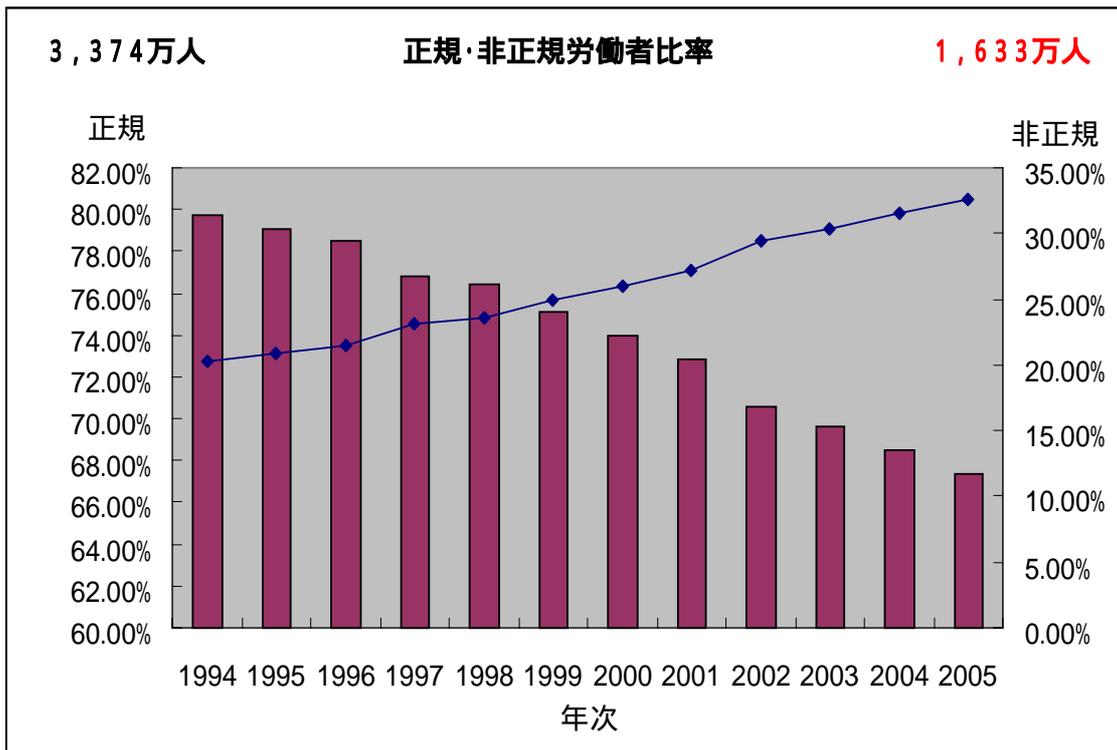
社内融資や社内同僚から借入れがある場合 職場内人間関係の調整が複雑となる。

無断欠勤・失踪・自殺・犯罪行為の懸念 風評被害？

一人の相談者を救済することにより、自殺・夜逃げ・犯罪行為を止めることができる。

10 . 働く人の三人にひとりがパート・アルバイト等の非正規労働者(1633万人)

1994年の正規社員比率80% 2005年67.4%



中央労福協などの呼びかけで「国民代表者集会」と
340 筆の署名を国会提出
= 10月11日(水)

「サラ金の高金利引下げを実現する国民代表者集会」が10月11日午後、参議院会館で開かれた。

この臨時国会で貸金業法等の改正が審議されることから、中央労福協・高金利引下げ全国連絡会・クレ・サラの金利問題を考える連絡会議・日本弁護士連合会(日弁連)の4団体が呼びかけ団体となって開催したもの。司会・進行は菅井事務局長。自民・公明の与党議員を除く全党の衆・参両院議員代表をはじめ連合傘下の組合員、それぞれの団体関係者など約200人が参加し「業界の意向に配慮した政府・自民党案による改悪を阻止し、特例なしの改正を実現させる」ことなどを確認した。そのあと呼びかけ団体代表がそろって横路衆議院副議長を副議長室に訪ね、「消費者の視点に立った改正」などについて要請。また、341万人を超える請願署名も紹介議員を通じて衆・参両院議長に提出する手続きをとった。また、[17日には日弁連主催の決起集会と請願デモが行われた。](#)

請願署名数

中央労福協	2,868,273 筆
高金利引き下げ全国連絡会	298,495 筆
日弁連	234,187 筆
合計	3,400,955 筆

中央労福協・笹森清会長



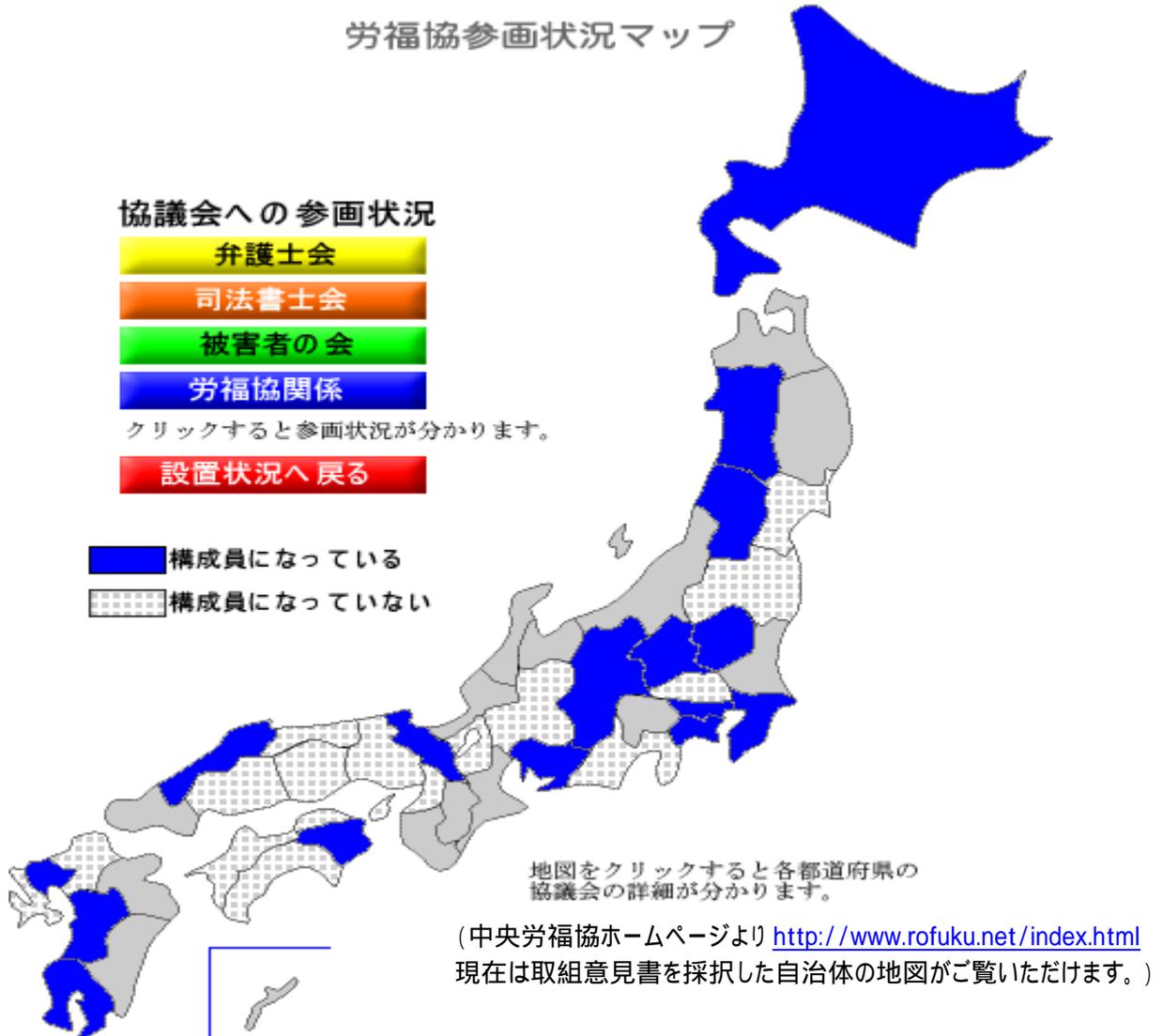
政府・自民党による「貸金業制度の見直し案」について、国民から「おかしい」との声が上がっており、340万を超える署名が集まった。国会議員の皆さんにこの署名を届け、この思いを受け止めてもらいたい。貸金業規制法の改正の意見書は43都道府県が採択、市町村も1100を超えた。業界寄りの法案を審議する政治を許してはならない。



日弁連・木村清志副会長 高金利引下げ、グレーゾーンの廃止については方向性が見えてきたが、特例高金利、金額刻みの変更が新たな課題になっている。自民党の骨子案は、少額短期、事業者向けなどの特例を容認している。経過措置は5年から3年に、制限金利も25.5%となったが、都合5年間の高金利を許している。金額も50万円未満が20%、50万円以上500万円未満が18%、500万円以上が15%に変更しようとしている。まさに改悪である。大いに反対の声を上げたい。日弁連は23万筆の署名を集めたが、中央労福協は300万筆を集めた。感謝したい。連合・高木剛会長

全都道府県で多重債務対策協議会の設置を！

労福協参画状況マップ



中央労福協は各地の労福協に協議会(対策会議)に積極的に係るよう要請を行い、いくつかのところでメンバーに加わっている。 9.18労福協(鹿児島・熊本・佐賀・島根・徳島・京都・愛知・長野・神奈川・東京・千葉・群馬・栃木・山形・秋田) 連合(群馬) ろうきん(愛知・神奈川・長野)

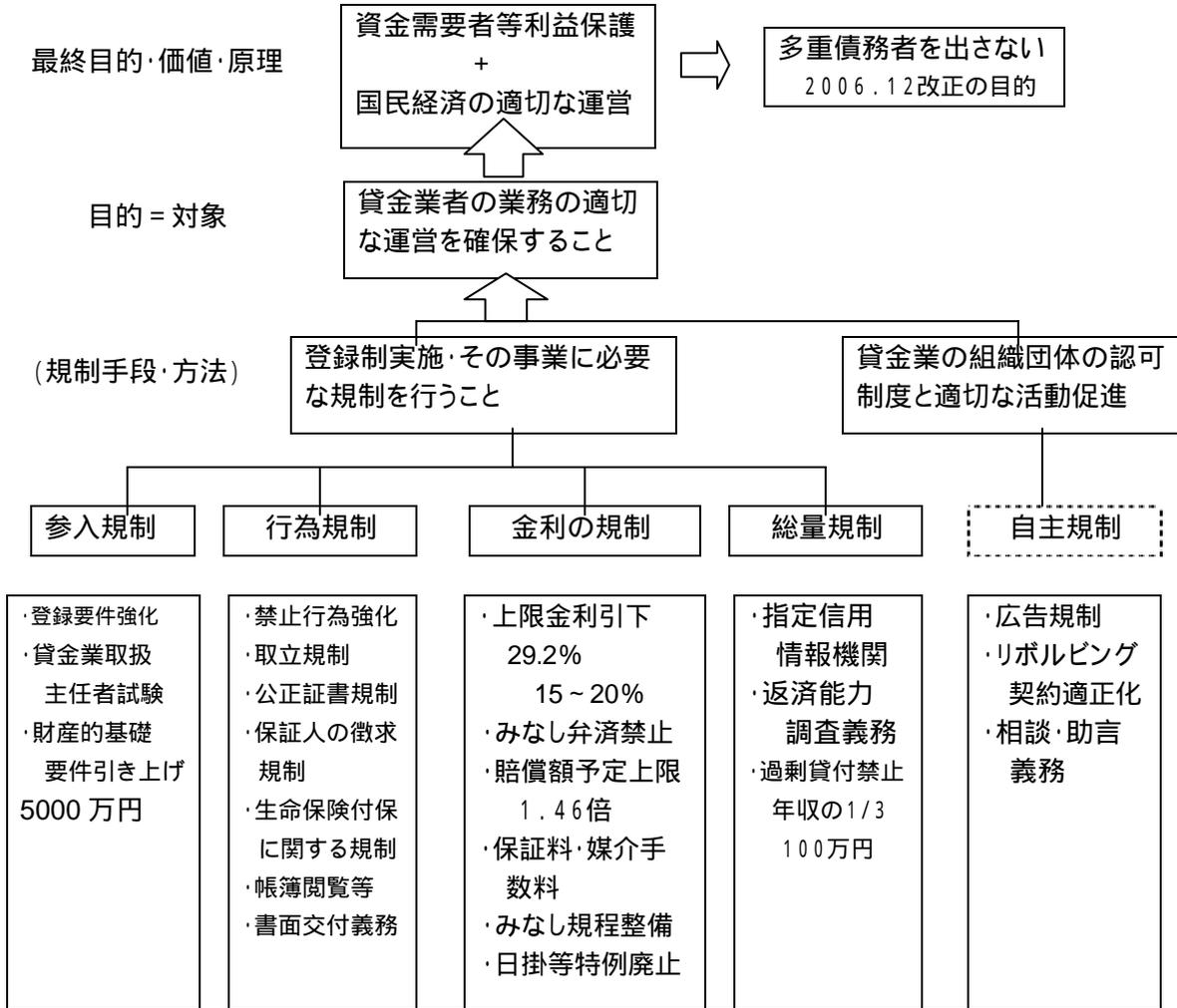
ろうきんが自治体の多重債務対策協議会(対策会議)に係る必要性

多重債務問題対策プログラムに「顔の見えるセーフティネット貸付け」の提供を信金・信組と共に求められている。

対策協議会(対策会議)のメンバーとネットワークを築き労金の社会的意義を広める。消費者金融利用者の80%は勤労者、そして相談者の多くに労働金庫の顧客がいると推測される。

= 多重債務問題と貸金業規制法改正のポイント！ =

1. 貸金業規制法改正のポイント



この法律自体は多重債務者を出さない・生まないための法律であり、救済のものではない。多重債務者救済の施策は「多重債務問題改善 プログラム」として2007年4月20日発表された

= 多重債務問題改善プログラム =

(多重債務者救済と発生防止の仕組)

1 . 丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備について

同プログラムでは、地方自治体は住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし(発見)・問題解決に機能発揮が期待できるとして、このような機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請するとし、具体的には以下の対策を求めている。

【市町村】

地域で中核的な役割を果たして比較的人口規模が大きい市(10万以上で39)には丁寧な聞き取り、具体的な解決方法の検討・助言、専門機関への紹介誘導。それ以外の市町村(1283)は他の中核自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導。遅くとも、貸金業法完全施行時までには、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現

【都道府県】 自らの相談窓口の充実、

- イ さらに多重債務対策の充実のため、都道府県に県庁の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体による「多重債務者対策本部(協議会)」を設置、
- ハ 市町村のネットワーク作りを支援する。

2 . 借りられなくなった人に対する「顔の見えるセーフティネット貸付」の提供

- イ 各地域において、顔の見える融資(丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付)

労働金庫・信用金庫・信用組合等の役割

- 既存の消費者向けセーフティネット貸し付け(社会福祉協議会による生活福祉資金貸し付け等)についても事前相談や事後のモニタリングの充実
- ハ 生活保護について受けられるべき生活保護受けられずに高金利の貸し付けがそれを代行する事態が発生しないよう適正な運用を図る

3 . 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- イ すべての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口)等の知識を得ること。
- 高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを検討すべき

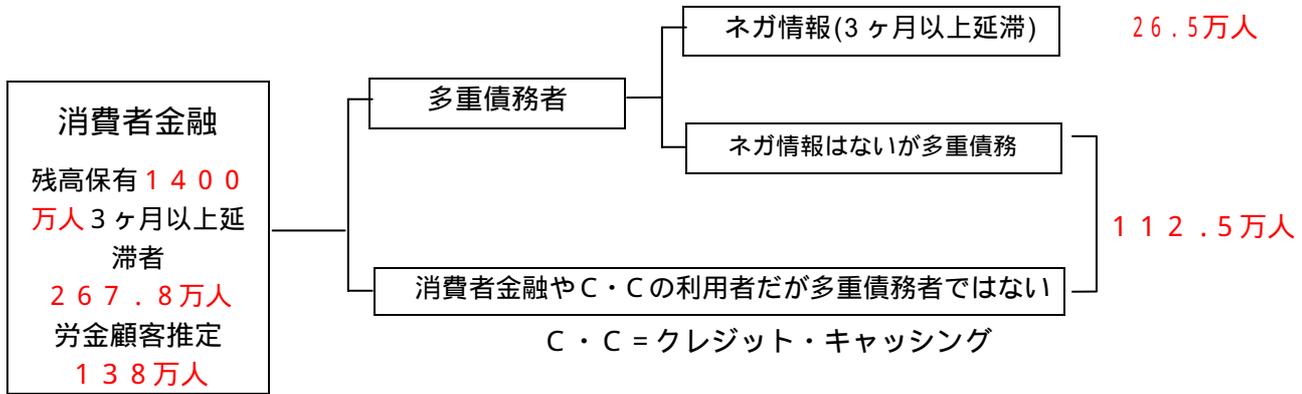
4 . ヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化

- イ ヤミ金の撲滅についても取り締まりの強化だけ
- 警察によるヤミ金融に対する警告や携帯電話不正利用停止制度の積極的活用
- ハ 平易なマニュアルを現場の警察官に配布・周知すべきこと

= ろうきんの多重債務対策「気づきキャンペーン」 =

1. ネガ情報登録者や消費者金融利用者の借換に関する検討事項

労金顧客推定

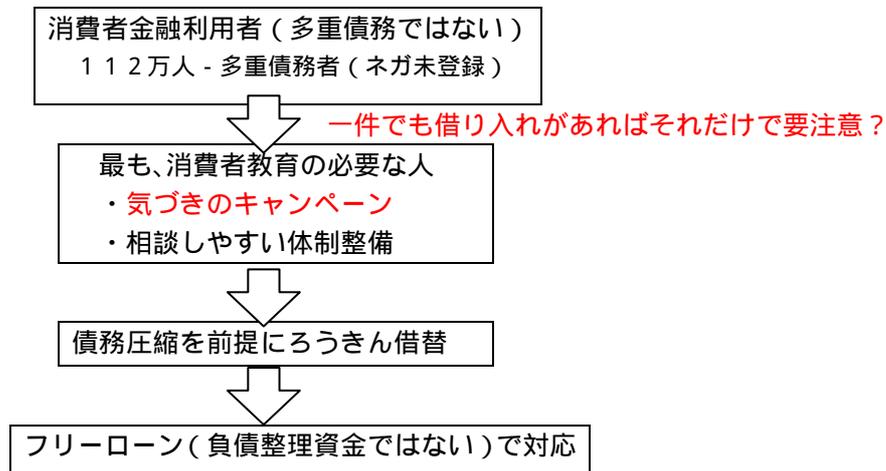


2. 現状の問題点と対応策

- ネガ情報登録者(労金債権なし) ほとんど労金融資救済はせず、融資謝絶で終わっていた。
- ネガ情報登録者(労金債権あり) 会員を通し相談にくる人の労金債務保有率は高い。

ネガ情報登録は3ヶ月以上の延滞者や法的手続き者(自己破産・個人版民事再生・特定調停手)・弁護士・司法書士介入などが考えられる。現在、一般的な金融機関のこれらの人たちへの認識は、ほとんど融資謝絶である。

消費者金融やクレジット・キャッシングの利用者だが多重債務者ではない。



お金の問題は必ず解決できる。

気づきキャンペーン

3. 相談を受ける者の相談姿勢・心がけること

(1) 多重債務者の心理状態を知る

多重債務者の大半が取り立ての恐怖の誤解（ヤミ金の恐怖の取立報道が一般的と思っている）の世界。

漠然とした雇用の不安・・・発覚したら「クビ」になる？

妻・夫・親に内緒・・・妻・夫に知れたら離婚！親には知られたくない！

精神的パニック状態・・・金銭感覚だけではなく、正常な日常生活の判断ができない。

精神的に追い込まれ、ようやく相談する気になった債務者を追い詰めてはならない。

(2) 初期相談は『北風と太陽』の『太陽』で

ようやく相談する気になった債務者を追い詰めるような質問や意見は禁物、その瞬間から殻の中に閉じこもってしまう。

お金の問題はどんな方法でも解決が可能であることを理解させることから始まる。相談する気になったことを評価し、心を落ち着かせることが大事。労金融資は解決手段のひとつ！ろうきん融資を希望してくる相談者に対し、融資の否決の場合が当然ありえることを伝え、その場合でも別の手段があることを理解させる。

特定調停であれ任意分割であれ労金融資と同じ効果を持つ。

借金の原因から入るのではなく、借入先・毎月の返済額・返済日から聴いてください。なにも見ないで応えてくれる。

直接のヒアリングですべて明らかにしてくれる人はいない。後から出てきても、本当のことをいえない葛藤にさいなまれていると思ってください。

妻・夫・親に内緒、本人の所得だけでは問題解決は無理、「借金の窮状を家族に打ち明ける勇気を持つこと」を説得することが重要な役割です。

返済困難になっていけば、いずれはバレル！その時のほうが完全に居場所がなくなる。

当然、本人も家族や相談を受けてくれる人に信用される努力が必要です。

どんな努力が必要か！

・借金の全体像を明らかにする勇気？ J I C ・ C I C の情報開示

このことができれば全体像の90%が把握できます。残りの一割は友人・知人・親・兄弟・自動車税や公共料金の未払い等、こちらから誘導してあげてください。

最後に原因を詳しく聴くこと

- ・悪質商法の次々契約や先物取引等の勧誘によって多重債務状態になった場合は、契約のトラブル解決と多重債務問題、両面の対応が必要です。
- ・ギャンブルや浪費癖が原因の場合は、原因の治療がないと、再び借金の道へと進みます。

(3) 組合に知られることに難色を示す。

日常生活の判断が思うようにできない相談者が組合や組合員や家族に自ら打ち明けることは至難のこと、その場で本人を説得し、了解を得、組合・家族の仲介に入ってください。本人の自覚を待っていても時間が長引くだけです。

労働組合も企業も組合員（従業員）にメッセージを出す必要性の理解を！
労働組合は組合員の生活と身分を守ることが役割
お金の問題で悩み、仕事に穴を空け評価を下げられ、かえって職場にいらなくなる。
組合があるからこそ、労金融資救済の手段がある。

(4) 個人信用情報のネガ情報に登録されることを嫌う？

労金の債権を毀損しなければ、労働金庫だけが相談者の将来に応えられる金融機関となればよい。
クレジットカードも制限されるが、キャッシング機能を制限した労金カード（UC）を発行できるよう交渉中である。
外出張の多い企業ではクレジットカードが必携であるが、現在VISAデビットカードで代行できる。・・・但し、労金カードは取り扱っていない。

(5) 今後の取組に当たって検討してほしいこと

司法書士・弁護士ネットの充実
相談を受けたら、絶対に前に戻さないでほしい。窓口は代理に代理は次長に次長は支店長に、支店長は本部に本部は協会に！
広域の会員や他県にいる家族の相談に関する、司法書士・弁護士の紹介は協会ですべてできる。

(6) 融資関係

考え方を柔軟に！

組合員は多重債務者ではない、まじめで組合も信頼している。しかし子供、又は兄弟が多重債務に陥ってしまった。親はその事実を受け止めた時に、当然何とか助けようと思うのは可笑しいことではない。労金はこのまじめな組合員の要望になぜこたえることができないのか？・・・このことのほうがおかしい。

ネガ情報登録者

お金を借りられなくなった人に対する「顔の見えるセーフティネット貸付」の提供を政府の多重債務問題改善プログラム」は労金・信金・信組に求めている。

例 1

農業経営に失敗した長男の連帯保証人になってしまった。兄が破産し、保証債務が大きすぎて自らも破産をせざるを得なかった。このような状況の人の子供が大学に合格した。労金に教育ローンを借りに来た場合？

例 2

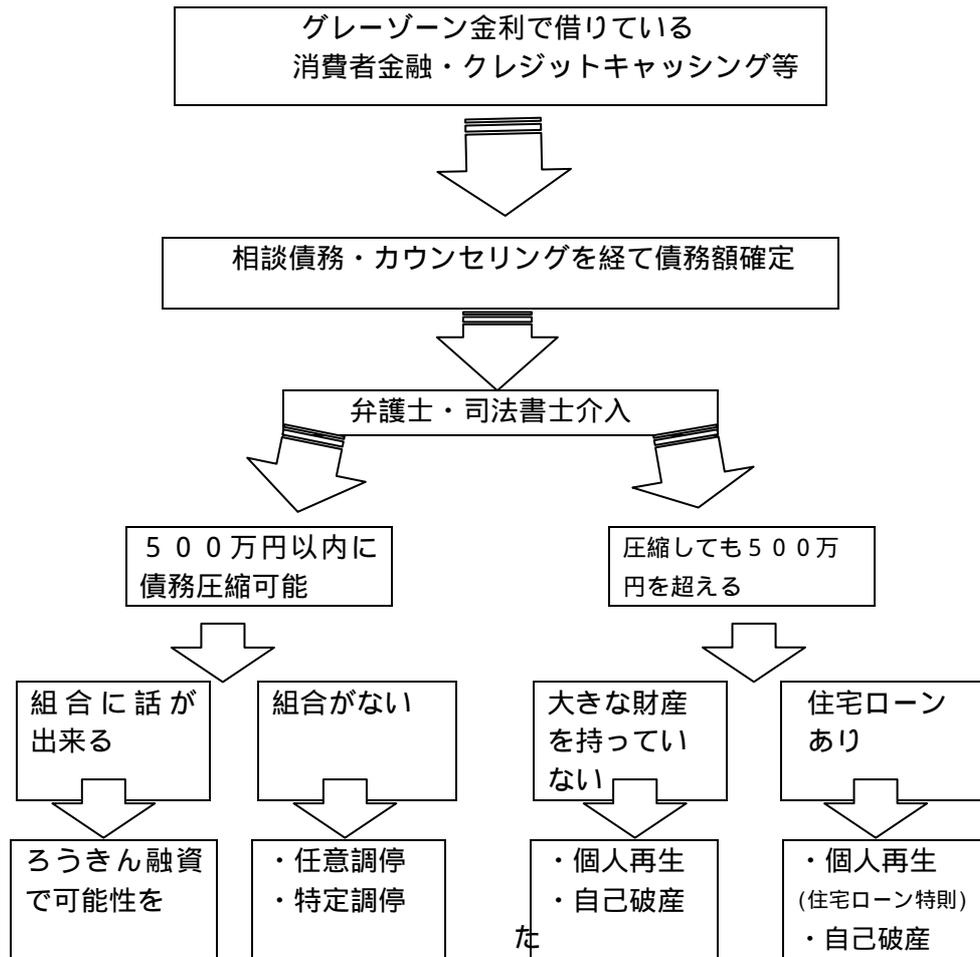
消費者金融に以前から借入があり、今回ろうきんの「気づきキャンペーン」のチラシを見て、司法書士を紹介され債務圧縮をしてもらったところ50万円で和解し、2年で十分返せる目処が付いた。しかし5年間ブラックリストにのり、どこからも借りられなくなると言われた。3年後に住宅の購入を考えているが、労金は貸してくれるのか？

4. 具体的解決方法（整理に向けたイメージ）

ろうきん融資が可能かどうかで判断するのではなく、どの方法で解決するのかを優先すること

基本的な整理方法

任意整理 ろうきん融資、弁護士・任意整理による分割返済・親族援助等
 法的整理 特定調停・個人再生手続き・自己破産手続き



多重債務に陥った場合の問題解決は、

任意整理
 特定調停
 個人再生手続き
 自己破産手続き

の方法により必ず解決できます。借金で死なないでほしい。夜逃げより解決に立ち向かしましょう！犯罪行為は持てのほかです。

CICとは CREDIT INFORMATION CENTER CORP の略称

●会員業種

信販会社・百貨店・専門店会・流通系クレジット会社・銀行系クレジットカード会社・家電メーカー系クレジット会社・自動車メーカー系クレジット会社・リース会社・保険会社・保証会社・農協・労働金庫 など

支店名	〒	住 所	電話番号	担当地域
北海道	060-0005	札幌市中央北区5条札幌センタービル13F	011-221-3699	北海道
東 北	980-0021	仙台市青葉区中央住友銀行仙台ビル8F	022-264-2560	青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
首都圏 開示相談室	160-8375	新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15F	03-5326-8921	東京・茨城・栃木 群馬・埼玉・千葉 神奈川/山梨・長野
中 部	460-0008	名古屋市中区栄1-3-3朝日会館6F	052-203-1408	愛知・静岡・岐阜 三重
北 陸	920-0853	金沢市本町 2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル3F	076-234-3703	新潟・富山・石川 福井
近 畿	530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-4 アクア堂島東館5F	06-6346-3168	大阪・滋賀・京都 兵庫・奈良・和歌山
中 国	730-0036	広島市中区袋町 4-25 明治安田生命広島ビル6F	082-243-2771	広島・鳥取・島根 岡山・山口
四 国	760-0023	高松市寿町 1-1-8 日本生命高松駅前ビル2F	087-822-8455	香川・徳島・愛媛 高知
九 州	810-0001	福岡市中央区天神 1-6-8 天神ツインビル6F	092-716-9706	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄

担当地域の支店に電話をし、請求方法や本人確認書類等を聞き手続きをとってください。代理人でも可能ですが、開示情報は必ず本人宛てに届きます。

JIC とは 全国信用情報センター連合会で全国33ヶ所あります。

会員は主に消費者金融会社

株情報センター北海道	011-614-5858	株兵庫県情報センター	078-321-6191
株情報センター函館	0138-27-1512	株情報センター岡山	086-233-3215
青森データトラスティ(株)	017-721-3100	株情報センター広島	082-242-6151
株情報センター東北	022-292-6180	株情報センター山口	0827-24-3100
株情報センター岩手	019-654-3097	株情報センター山陰	0859-34-7161
株ジャパンデータバンク	03-3578-7371	株情報センター香川	087-862-8165
株情報センター新潟	025-225-2898	株徳島情報センター	088-654-8228
株情報センター北関東	027-326-1899	株情報センター高知	088-823-2060
株山梨県信用情報センター	055-235-7252	愛媛レンドースエクスチェンジ	089-945-0506
株長野県信用情報センター	0263-28-3900	株情報センター福岡	092-712-4645
株中部レンドースセンター	052-541-6000	株情報センター長崎	095-821-8080
株静岡レンドースセンター	054-203-9515	株熊本情報センター	096-362-1133
株浜松レンドースセンター	053-457-1141	株情報大分	097-537-4985
株レンドースエクスチェンジ	06-6355-0970	株情報センター宮崎	0985-27-5355
株北陸レンドース	076-433-0432	株信用情報鹿児島	099-333-1224
株情報センター石川	076-222-6500	株情報センター沖縄	098-862-1509
株京都データセンター	075-222-7100		

本人が直接開示請求することにより、次ページの情報を得ることができる。

相談を受けた場合、まずは JIC と CIC の情報開示をするようアドバイスをしてください。ヒヤリングで借入金を掴むより、効率的です。

90%はこの方法で確認できます。残りは友達・親族や税金滞納等丁寧に聞いてあげることにより全体像が把握できます。

受付番号

全 情 連 信 用 情 報 記 録 開 示 書

受付日

(1 / 1)

開示日

登録氏名	カナ氏名		生年月日	昭和 年 月 日	性別	男性
	漢字氏名					
住 所	カナ住所	〒				
	漢字住所					
自宅電話番号		0000000000000	連絡先電話番号			
カナ勤務先名			漢字勤務先名			

<貸付概略情報>

主債務	貸付件数合計	5 件	貸付金額合計	278.3 万円	残高金額合計	275.2 万円
保証契約	貸付件数合計	0 件	貸付金額合計	0.0 円	残高金額合計	0.0 円

更新の場合は貸付日は表示以前のものが必ずある。

登録会員名	取引区分 貸付区分	包括 個別	貸付日 入金日	入金予定日 残高確認日	完済日 譲渡日	貸付金額 残高金額	管轄 調査中	異動参考内容 異動参考発生
< 貸付完済情報 > (株) 支店	更新 無担保	包括	H17/04/23 H19/10/08	H19/11/30		99.5 万円 98.5 万円	浜 松	
(株) 支店	新規 無担保	包括	H16/10/30		H17/10/30	15.0 万円 0.0 万円	浜 松	
× × 支店	更新 無担保	包括	H16/11/25	H19/11/10	H17/1/31	124 万円 0.0 万円	静 岡	
(株) 支店	更新 無担保	包括	H16/10/30 H19/9/28	H19/11/20		40.0 万円 38.3 万円	静 岡	
(株) × × 駅前支店	更新 無担保	包括	H16/2/29		H17/2/ 10	199.9 万 0.0 万円	静 岡	
(株) 支店	更新 無担保	包括	H17/10/30 H19/10/30	H19/12/05		49.9 万円 49.5 万円	静 岡	
店	更新 無担保	包括	H17/10/30	H19/11/30		49.0 万円 49.0 万円	浜 松	
(株) 支店	更新 無担保	包括	H16/10/30	H19/12/06		39.9 万円 39.9 万円	浜 松	

(注) この開示書は、全情連加盟の情報センターに登録されている信用情報の確認のみを目的としたものです。

この開示書の利用・管理等に関して、お客様が不利益を被られても、いずれの情報センターにおきましても一切責任を負いかねます。

= 共通認識が必要な課題 =

ネガ情報登録者を犯罪者のごとく見るような認識を変えなければならない。大半が情報弱者ゆえの高金利被害者である。労金は政府の多重債務改善プログラムの中で「借りられなくなった人への、顔の見えるセーフティネット貸付の提供」を求められている。会員顧客に限定をして次のような決断をする時期に来ていると考える。

1. 自己破産者 7～10年の信用情報ネガ登録。

現代社会で10年間金融経済機能を制限されることは大変なペナルティーである。当金庫の債権を毀損していないものであれば、自己破産経過後の本人生活再建状況を鑑み、尚且つ会員の協力が得られる場合は10年を待たずにオートローン・教育ローン・住宅ローン等セーフティー貸付として取扱いを考慮。

2. 特定調停・個人版民事再生手続き者 5年間ネガ情報登録

当金庫の債権を毀損していないものであれば、自己破産経過後の本人生活再建状況を鑑み、尚且つ、会員の協力が得られる場合は5年を待たずにオートローン・教育ローン・住宅ローン等セーフティー貸付として取扱いを考慮。

3. 法的処理以外のネガ情報登録者 5年間ネガ情報登録

- ・ 弁護士・司法書士を介し任意整理の途上で3ヶ月を経過すると、貸金業者は延滞者としてネガ情報の登録をする。このようなケースは延滞者と見なさない管理が求められる。
- ・ 当金庫債権の延滞者であっても、本人生活再建状況を鑑み、尚且つ会員の協力が得られる場合は5年を待たずにオートローン・教育ローン・住宅ローン等セーフティー貸付として取扱いを考慮

4. ネガ情報のない多重債務者

延滞の恐怖の中、妻(夫)・親・会社に知られることを気にし支払い続けている。

このような人は、救済の手を差し伸べ、しっかりしたカウンセリングを施し債務圧縮後、労金融資で解決した場合、延滞することはほとんどない。

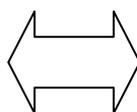
5. 言葉の整理

- (ア) 更正・・・・・・登記を更正するときに使う
- (イ) 更生・・・・・・犯罪者の更生を図るようなときに使う。
- (ウ) 厚生・・・・・・生活を豊かにするときに使う
- (エ) 謝絶・・・・・・氷のような冷たい表現。融資謝絶
- (オ) 再生・・・・・・生き返る・同じものを作る。
- (カ) 再建・・・・・・生活の建て直し

多重債務問題や悪質商法等の解決ルート

労働組合にお願いしたいこと

労 組	
住 所	
電 話	
担当者	印
相談者持参情報 有 無 ×	
相談票	
債務一覧	
JIC 開示情報	
CIC 開示情報	
債務整理の方法(希望方法に)	
1	任意整理
2	特定調停
3	個人再生
4	自己破産
5	その他
連絡事項	



ろうきん最寄店舗

最寄支店	
担当者	印
電 話	
基本姿勢	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談から逃げない ・ 融資が無理でも借金問題は解決！ ・ 会員と共に最後の解決まで関わる。 ・ 本人・組合・ろうきんで協議し専門家へ 	

帯同
相談

アポをとり 帯同

ろうきんネット弁護士・司法書士	
氏 名	
電 話	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家は依頼者が利用するもの、方針は本人・組合・ろうきんで決める。 ・ 労金ネット弁護士・司法書士は多重債務問題解決について全国共通認識にたっています。 	